

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『キッズカフェ』

乳幼児が安全に楽しめる設備が整っているカフェ





- ①子ども・幼児が安全に楽しめる設備が常設されている『飲食店』で
- ②全面禁煙、かつ、靴を脱いで子ども・幼児が遊べるスペースがある
- ③親子での飲食目的での利用を前提として運営している施設

➡に該当する施設が『キッズカフェ』ジャンル

※『乳幼児』向けのキッズカフェと『幼児』向けのキッズカフェでそれぞれ定義が異なります。



◆乳児向けのキッズカフェの場合の定義

1: 乳児が遊べる(おもちゃ・絵本・楽器などが用意されている)スペースが常設されている

2: 授乳スペース・おむつ交換スペースが設置されている

3: 靴を脱いで利用できる『小上がり・お座敷』などの親子専用のスペース、もしくは親子で利用できるソファが用意されている

4: 乳児が昼寝をできるスペース、乳児用のレンタルが備えてある

➡ 上記の定義に当てはまること



◆幼児向けのキッズカフェの場合の定義

1: 幼児が靴を脱いで、遊べるスペースが用意されている

2: 遊べるスペースに、子供向けの遊具・玩具、絵本・楽器などが用意されている。

※ 遊具・玩具は、幼児向けのものである必要があります。



※ テレビゲームや、漫画がメインの場合は、『キッズカフェ』ジャンルは付与されません。

3: キッズメニューが用意されている

➡ 上記の定義に当てはまること



『キッズカフェ』に当てはまらない施設例

- ➡ 室内遊び場(屋内遊園地)で、飲食スペースがある場合
『飲食店』ではないため 
- ➡ レストランで、キッズメニューがある
万人向けのため 
- ➡ カラオケ、ネットカフェでキッズルームがある
『飲食店』ではないため 